

平成16年厚生年金保険法改正に伴う在職老齢年金に関する基金規約変更について（解説）

（平成17年4月1日施行）

社団法人 日本年金数理人会

The Japanese Society of Certified Pension Actuaries

はじめに

厚生年金基金において規約に定められている「在職中の支給停止の取扱い」についても、平成16年の厚生年金保険法改正によって変更となる。

< 厚生年金基金の規約例 >

(支給停止)

第A条 第1種退職年金は、加入員である受給権者が65歳に達するまでの間は、その支給を停止する。

2 加入員である第1種退職年金の受給権者であって、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者又は法附則第7条の3若しくは第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については、その者が65歳に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本年金額に相当する額のうち加入員であった期間に係る法第132条第2項に規定する額について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を超える部分について、その支給を停止する。

(1) 法附則第7条の6第2項の規定により読み替えて適用する法第133条の2第3項に該当する場合 加入員であった期間に係る法附則第7条の6第1項の規定により読み替えて適用する法第132条第2項に規定する額から法附則第7条の6第2項の規定により読み替えて適用する法第133条の2第3項に規定する支給停止額を控除して得た額

(2) 法附則第7条の6第5項の各号に該当する場合 当該各号に定める額

(3) 法附則第13条第4項各号に該当するとき 当該各号に定める額

(4) 法附則第13条の7第5項各号に該当するとき 当該各号に定める額

3 ~ (略)

本稿では、厚生年金本体における取扱いの変更内容、および厚生年金基金における改正後の取扱い(上記規約例の下線部の改正に対応)と規約改正時の留意点等について解説を行っている。

・厚年年金本体の支給停止額の変更

厚生年金本体において、60歳代前半の在職老齢年金の調整一律2割支給停止が廃止（H17年4月1日施行）

（総報酬制後）改正前後の支給停止額の比較

		改正前	改正後
総報酬月額相当額 + 基本月額 28万		<u>年金額 × 0.2</u>	0（全額支給）
総報酬月額相当額 + 基本月額 > 28万	基本月額 28万 かつ 総報酬月額相当額 48万	<u>年金額 × 0.2</u> + (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万) × 1/2 × 12	(総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万) × 1/2 × 12
	基本月額 28万 かつ 総報酬月額相当額 > 48万	<u>年金額 × 0.2</u> + {(48万 + 基本月額 - 28万) × 1/2 + (総報酬月額相当 額 - 48万)} × 12	{(48万 + 基本月額 - 28万) × 1/ 2 + (総報酬月額相当額 - 48万)} × 12
	基本月額 > 28万 かつ 総報酬月額相当額 48万	<u>年金額 × 0.2</u> + (総報酬月額相当額 × 1/2) × 12	(総報酬月額相当額 × 1/2) × 12
	基本月額 > 28万 かつ 総報酬月額相当額 > 48万	<u>年金額 × 0.2</u> + {48万 × 1/2 + (総 報酬月額相当額 - 48万)} × 12	{48万 × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 48万)} × 12

（注）基本月額：改正前 = 厚生年金基金加入がなかったとした場合の老齢厚生年金額 ÷ 12 × 0.8

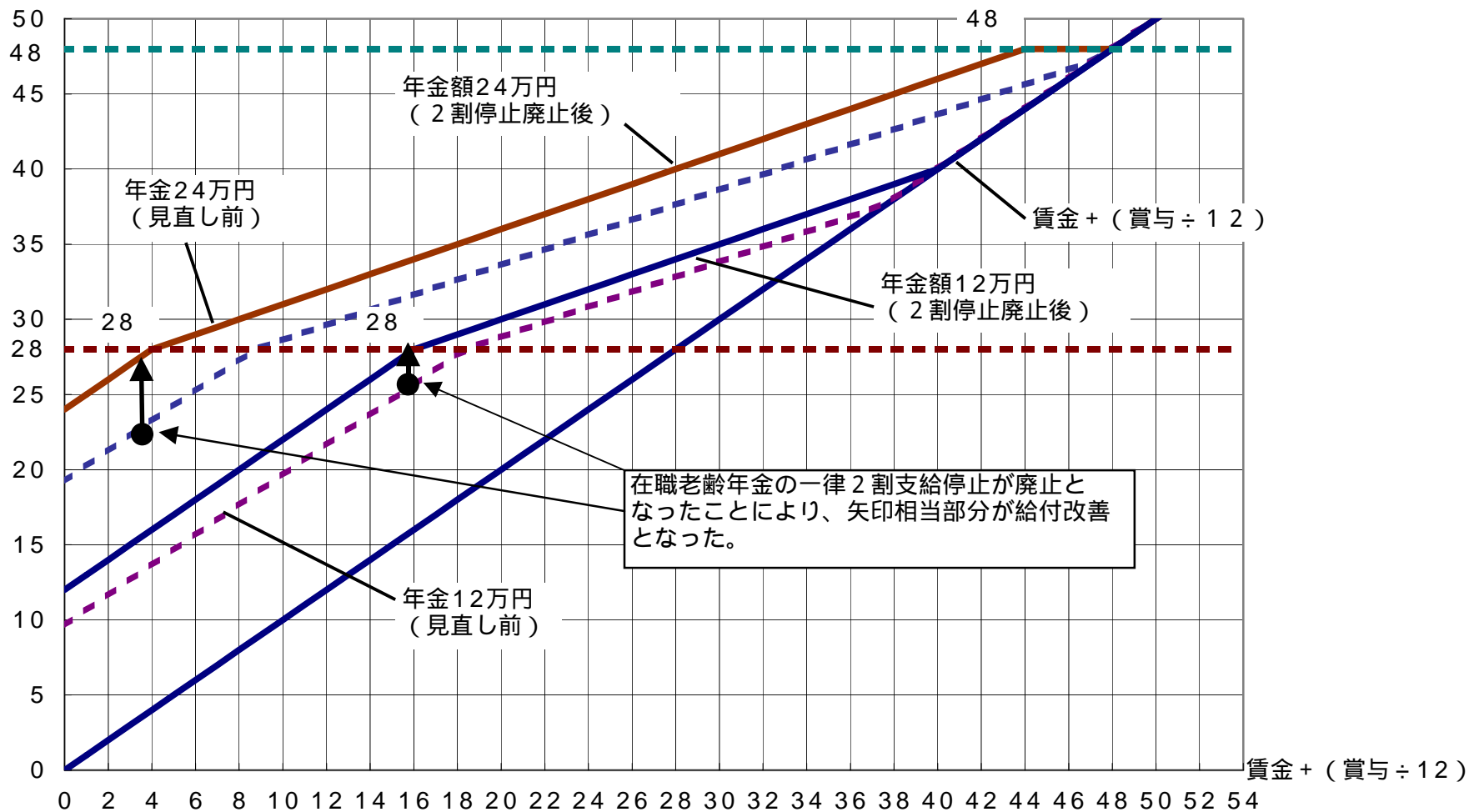
改正後 = 厚生年金基金加入がなかったとした場合の老齢厚生年金額 ÷ 12

上記の支給停止額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の支給全部を停止する。

年金 + 賃金 + (賞与 ÷ 12)

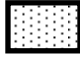
老齢厚生年金の一律2割支給停止の廃止 (総報酬制導入後)

単位 (万円)




・法改正前の厚生年金基金における在職調整の法規程

附則第 8 条(特例支給の老齢厚生年金の支給開始年齢を規定)の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢給付金については、以下の範囲で支給停止できる。

厚年法附則第 13 条第 4 項第 1 号(次頁の  部分参照)

老齢厚生年金が、被保険者で一律 2 割停止されている(附則第 11 条)とき等。
当該基金の代行部分の額の 2 割を支給停止できる。

厚年法附則第 13 条第 4 項第 2 号(次頁の  部分参照)

附則第 13 条第 3 項第 1 号に該当(厚生年金本体で在職調整を支給停止しきれない)するとき
在職調整により老齢厚生年金が全額支給停止されているとき。

代行部分の総額 $\times 0.8 >$ 支給停止基準額 - 老齢厚生年金(代行以外)
基金から支給する老齢給付のうち下記 A の部分は支給停止できない。

A = 代行部分 $\times 0.8$

- (支給停止基準額^(注1) - 老齢厚生年金(代行以外)) \times (当該基金の代行部分/代行部分の総額)^(注2)

(注 1) 老齢厚生年金額の 1.2 に相当する額 + 附則第 11 条第 2 項 1 号 ~ 4 号に定める額 $\times 12$ (附則第 11 条第 2 項)

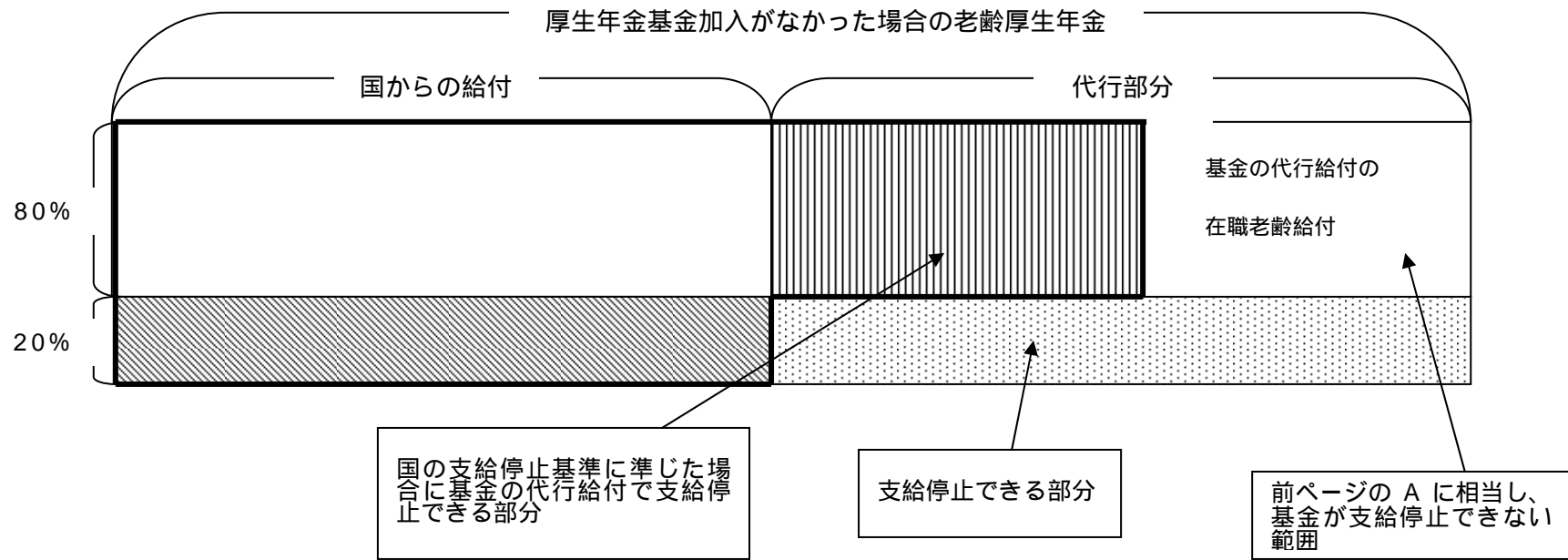
(注 2) 他基金加入期間を考慮した代行部分を「代行部分の総額」と規定しており、他基金加入がない通常の場合は上記
(当該基金の代行部分/代行部分の総額) は 1 となる。

(注 3) 支給停止基準額とは、「老齢厚生年金月額(代行部分を除く) $\times 0.2$ 」と「総報酬月額相当額と老齢厚生年金月額
(代行部分を除く) $\times 0.8$ の関係から決定される停止額」の合計(次頁の太枠部分参照)。

上記の支給停止規定に基づき、厚生年金基金における在職調整を、以下のとおりとしている。

- ・国の支給停止割合に準じて支給停止
- ・一律 2 割支給停止

支給停止に関する図解



* 上記の太枠で囲まれる部分が「支給停止基準額」である。

・在職老齢年金制度に係る厚年年金本体の変更に伴う厚生年金基金の留意点

(H16年12月15日事務連絡)

1. 厚年年金本体の在職調整における代行部分の在職調整について、代行部分の在職調整について2割支給停止の法的根拠が失われる。

基金規約で代行部分の在職老齢に2割支給停止を定めているものについては、規約変更を行う必要がある。

(注) 厚生年金本体に準じて在職調整をしている場合で、基金規約に厚生年金保険法の条文番号を引用しているときは、自動的に2割支給停止廃止となるので基本的には基金規約の変更は必要ない。

2. 在職調整に係る基金規約変更にあつては、受給権を有する者への支給額が、規約変更を行うことにより減少する者について

給付減額の理由・手続きが必要

(注) 丈比べ支給の経過措置を設ける場合には給付減額の理由・手続きは必要としない。

・規約変更等の事務手続き（平成17年2月通知）

厚生年金本体の在職老齢年金の改善に伴う、厚生年金基金の制度変更について、規約変更及び認可申請等の詳細取扱いは以下のとおり。

区分	給付額変更の有無	規約変更	変更計算基礎書類の要否	作成書類等
規約変更あり （一律2割支給停止の基金及び支給停止対象又は方法を変更する基金等）	あり	認可申請	不要	規約変更理由書に「掛金の算定根拠に変更が生じたが、その変更の影響が軽微であるため、掛金の変更を行わない」旨を記載する。
規約変更あり （項及び号ずれの変更のみの基金）	あり	認可申請	不要	同上
規約変更なし （厚年本体に準じて停止している場合で上記以外の基金）	あり	不要	不要	「掛金の算定根拠に変更が生じたが、その変更の影響が軽微であるため、掛金の変更を行わない」旨を記載した書類を基金が別途作成の上、提出する。
規約変更なし （支給停止していない基金）	なし	不要	不要	なし

(参考)改正前の厚生年金保険法附則(下線部分が主要な規定)

第十一条 法附則第八条の規定による老齢厚生年金(第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。以下この条において同じ。)の受給権者が被保険者である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額の百分の八十に相当する額を十二で除して得た額(次項において「基本月額」という。)との合計額が二十八万円以下であるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

2 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が二十八万円を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する額と当該各号に定める額に十二を乗じて得た額との合計額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 基本月額が二十八万円以下であり、かつ、総報酬月額相当額が四十八万円以下であるとき。 総報酬月額相当額と基本月額との合計額から二十八万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が二十八万円以下であり、かつ、総報酬月額相当額が四十八万円を超えるとき。 四十八万円と基本月額との合計額から二十八万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から四十八万円を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が二十八万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八万円以下であるとき。 総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四 基本月額が二十八万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八万円を超えるとき。 四十八万円に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から四十八万円を控除して得た額を加えた額

3 被保険者であつた期間の全部又は一部が基金の加入員であつた期間である者に支給する附則第八条の規定による老齢厚生年金については、第一項中「老齢厚生年金の額の百分の八十」とあるのは、「第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額の百分の八十」とする。

十三条 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付は、当該老齢厚生年金の受給権の消滅理由(当該老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したときを除く。)以外の理由によつて、その受給権を消滅させるものであつてはならない。

2 附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十一条から第十一条の三まで、第十一条の四第二項及び第三項又は第十一条の六の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。以下この条において同じ。)の受給権者に基金が支給する老齢年金給付につい

ては、第百三十三条第一項の規定は適用しない。

3 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付は、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合（次の各号のいずれかに該当する場合を除く。）を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該老齢年金給付の額のうち、第百三十二条第二項に規定する額を超える部分については、この限りでない。

一 当該老齢厚生年金が附則第十一条又は第十一条の二の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額（附則第十一条第二項又は附則第十一条の二第二項の規定による支給停止基準額をいう。）が、老齢厚生年金の額に第四十四条の二第二項（附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この条及び次条において「代行部分の総額」という。）の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

二 当該老齢厚生年金（附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下「坑内員・船員の加給年金額」という。）が加算されているものを除く。）が附則第十一条の三の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額（附則第十一条の三第三項において読み替えられた同条第二項の規定による支給停止基準額をいう。）が、老齢厚生年金の額に附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下「坑内員・船員の代行部分の総額」という。）の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

三 当該老齢厚生年金（坑内員・船員の加給年金額が加算されているものを除く。）が附則第十一条の四第二項及び第三項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額（同条第二項において、同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十一条の三第三項において読み替えられた同条第二項の規定による支給停止基準額をいう。）に附則第十一条の四第二項に規定する附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額が、老齢厚生年金の額に坑内員・船員の代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

四 当該老齢厚生年金が附則第十一条の六第一項及び第七項（同条第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額に代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

五 当該老齢厚生年金（坑内員・船員の加給年金額が加算されているものを除く。）が附則第十一条の六第三項において読み替えられた同条第二項及び同条第七項（同条第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額に坑内員・船員の代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

六 当該老齢厚生年金（坑内員・船員の加給年金額が加算されているものを除く。）が附則第十一条の六第五項において読み替えられた同

条第四項及び同条第七項（同条第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額に坑内員・船員の代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

4 前項の規定にかかわらず、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、次の各号に掲げる場合に応じ、その額のうち、当該各号に定める額を超える部分については、その支給を停止することができる。

一 当該老齢厚生年金が附則第十一条から第十一条の三まで、第十一条の四第二項及び第三項又は第十一条の六の規定によりその額（坑内員・船員の加給年金額を除く。）の一部につき支給を停止されているとき。その受給権者の当該老齢年金給付を支給する基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項に規定する額（以下この項において「当該基金の代行部分の額」という。）の百分の八十に相当する額

二 前項第一号に該当するとき。当該基金の代行部分の額の百分の八十に相当する額から、支給停止基準額（前項第一号に規定する支給停止基準額をいう。）から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額を控除して得た額

三 前項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するとき又は当該老齢厚生年金（坑内員・船員の加給年金額が加算されているものに限る。）が附則第十一条の三又は第十一条の四第二項及び第三項の規定により当該老齢厚生年金の額から坑内員・船員の加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき。当該基金の代行部分の額の百分の八十に相当する額から、支給停止基準額（前項第二号又は第三号に規定する支給停止基準額をいう。）から当該老齢厚生年金の額（坑内員・船員の加給年金額並びに附則第十一条の四第二項及び第三項の規定の適用を受ける老齢厚生年金に係る同条第二項に規定する附則第九条の二第二項第一号に規定する額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を坑内員・船員の代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額を控除して得た額

四 前項第四号に該当するとき。当該基金の代行部分の額の百分の八十に相当する額から、調整後の支給停止基準額（附則第十一条の六第一項及び第七項（同条第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による調整後の支給停止基準額をいう。）から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額を控除して得た額

五 前項第五号又は第六号のいずれかに該当するとき又は当該老齢厚生年金（坑内員・船員の加給年金額が加算されているものに限る。）が附則第十一条の六の規定により当該老齢厚生年金の額から坑内員・船員の加給年金額を控除した額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき。当該基金の代行部分の百分の八十に相当する額から、調整後の支給停止基準額（附則第十一条の六第三項において読み替えられた同条第二項又は同条第五項において読み替えられた同条第四項及び同条第七項（同条第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による調整後の支給停止基準額をいう。）から当該老齢厚生年金の額（坑内員・船員の加給年金額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を坑内員・船員の代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額を控除して得た額